

支配株主等に関する事項について

2025年11月13日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会社名 株式会社 SBI 新生銀行
代表者の役職氏名 代表取締役社長 川島克哉

当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2025年11月13日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
SBIホールディングス株式会社	親会社、かつ主要株主	38.60	61.40	100.00	株式会社東京証券取引所 プライム市場
SBI地銀ホールディングス株式会社	親会社、主要株主、かつ筆頭株主	61.40	0.00	61.40	—

2. 親会社等のうち、当行に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称	SBIホールディングス株式会社
その理由	SBIホールディングス株式会社は、100%子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社と合算で、当行の議決権所有割合の100.00%を保有し、当行を支配できる状況にあり、当行を連結しています。SBI地銀ホールディングス株式会社はSBIグループにおいて、当行や資本業務提携を行う地域金融機関の株式の保有、管理、並びに当該金融機関の企業価値向上に資する施策の推進等を行う銀行持株会社です。SBIグループにおいては、SBIホールディングス株式会社がグループ全体の基本方針・戦略決定やグループ間のシナジー施策を推進しているため、当行に与える影響が最も大きい親会社はSBIホールディングス株式会社となります。

3. 親会社等の企業グループにおける当行の位置付けその他の当行と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け等

SBIホールディングス株式会社は、当行の議決権の100.00%（合算対象分を含む）を所有する親会社

であります。当行は、SBI ホールディングス株式会社および同社の子会社（以下、「SBI グループ」）の中で、銀行関連事業における中核的な会社の 1 つとして位置付けられております。

現在当行グループの方針決定および事業展開の決定については、当行グループ独自に決定しており、また、SBI グループ内の他社との競合関係はありません。

(2) 親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係

(SBI グループとの資本関係等について)

SBI 地銀ホールディングス株式会社は、当行の親会社および銀行持株会社であり、また、SBI ホールディングス株式会社は SBI 地銀ホールディングス株式会社の完全親会社であることから当行の親会社であり銀行主要株主であります。

SBI グループは、当行役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、定款の変更等の当行の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。当行は、独立社外取締役全員で構成され、独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会を任意に設けることで独立性の担保を図っております。

なお、当行と SBI ホールディングス株式会社又は SBI 地銀ホールディングス株式会社との間において、事前承認事項等はございません。

(SBI グループとの取引について)

当行グループと、SBI ホールディングス株式会社を頂点とする SBI グループ各社は、第三者である他社と同等の条件により、営業取引等を行っております。

当行では、取締役等関連当事者及び親法人等との間の利益相反取引について社内規程を制定し、適切な管理を行う体制となっており、取引条件の適切性を確保するため、SBI グループ各社との間で取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に審議した上で意思決定を行っております。

(「SBI」の商標使用について)

当行グループは、SBI ホールディングス株式会社に対し商標使用を申請しその使用の承諾を得て「SBI」の名称を使用しております

(役員・従業員の出向および兼任について)

業務の効率性、事業上の必要性、人材育成および各職員の将来像を踏まえたキャリアパス形成の観点から、SBI グループ内での積極的な人材交流が行われております、当行グループにおいても SBI ホールディングス株式会社を含めた SBI グループ内他社から出向社員を受け入れております。

当行から SBI ホールディングス株式会社を含めた SBI グループ内他社への出向については、上記の観点から必要と判断するもののみ実施しております、その範囲において、今後も継続する方針であります。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保について

当行グループは、金融庁の監督下にある認可事業として銀行法に基づき事業を行っていることから、経営・事業活動において SBI グループから一定の独立性が確保されていると認識しております。当行役員は SBI グループ会社での役員の兼務は行っておらず、また、当行の取締役会は独立社外取締役が過半数を占めていること等から、当行グループは独自の経営判断を行える状況にあると考えております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

当行は、親会社である SBI ホールディングス株式会社およびそのグループ会社（その子会社および関連会社）との間で融資取引等を行っておりますが、記載すべき重要なものはございません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

SBI グループと当行グループとの間の利益相反取引について、利益相反性・公正性や少数株主の利益

を害する取引でないことを検証・モニタリングする体制を構築しており、グループ法務・コンプライアンス担当役員等により構成され、常勤監査役の参加を必須とする特定取引審査会が SBI グループとの取引で利益相反が発生する若しくは利益相反の虞のあるものについて、内容を審議又は決議しております。

以 上